

「日EU経済連携協定(日EU・EPA)に基づく地理的表示の保護」一覧

番号	名称(注1)(注3)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例(注3)
1	Μακεδονία / Makedonia	ギリシャ共和国	ぶどう酒	マケドニア
2	Castilla y León	スペイン王国	ぶどう酒	カステージャ・イ・レオン / カステーリャ・イ・レオン
3	Costers del Segre	スペイン王国	ぶどう酒	コステルス・デル・セグレ
4	Cidre de Bretagne / Cidre Breton	フランス共和国	その他の酒類	シードル・ドゥ・ブルターニュ / シードル・ブルトン
5	Cidre de Normandie / Cidre Normand	フランス共和国	その他の酒類	シードル・ドゥ・ノルマンディー / シードル・ノルマン
6	Eger / Egri	ハンガリー	ぶどう酒	エゲル / エグリ
7	Villány / Villányi	ハンガリー	ぶどう酒	ヴィラーニ / ヴィラーニイ
8	Amarone della Valpolicella	イタリア共和国	ぶどう酒	アマローネ・デッラ・ヴァルポリ チェッラ
9	delle Venezie / Beneških okolišev	イタリア共和国	ぶどう酒	デッレ・ヴェネツィエ / ベネシュ キフ・オコリシェウ
10	Trauktinė	リトアニア共和国	蒸留酒・その他の酒類	トラウクティネ
11	Malta	マルタ共和国	ぶどう酒	マルタ
12	Beira Interior	ポルトガル共和国	ぶどう酒	ベイラ・インテリオール
13	Terras da Beira	ポルトガル共和国	ぶどう酒	テラス・ダ・ベイラ
14	Trenčianska borovička „JUNIPERUS“ / Trenčianska borovička „JUNIPERIERS“ – TRENČÍN DISTILLERY	スロバキア共和国	蒸留酒・その他の酒類	トレンチーン・ボロヴィチカ「ジュ ニパ」 / トレンチーン・ボロヴィ チカ「ジュニペリエ」・トレンチ ーン・ディスティラリー

注1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」といいます。)第9項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。

2 表示基準第1項第4号に定める「酒類区分」を指します。

3 「名称」及び「(参考)翻訳の例」欄の「/」は、一つの地理的表示に対して複数の名称及び翻訳の例がある場合にそれぞれを区分するために使用しています。